

(ハ) 筆生、折子ハ、雇員ト同様
ノ待遇ヲ與ヘラレ度(作)

(ニ) 筆生ハ特別待遇ヲ與ヘラレ度(會)

ニ普通職工ハ公傷病ニテ危篤ニ
陥リシ場合、定期職工ニ進級セシ
メラレ度(岩)

三、職工長ハ、互選ニテ定メラレ度也

(四) 職工長ノ任命ハ、課所長ノ選拔

ニ先教名ノ候補者ニ就キ職

工ノ投票ニ依リ定メ度(熟)

四、八時間労働制ノ實施セラレ

度、但シ十時間分支給セシ度(熟包)

職工ノ待遇改善ニ就テ努力研究
スレ

同情ヲ以テ研究スレ

本問題ハ制度ノ根本ニ及入目下ノ処

當局トシテ最モ公平ニ選定スルニ努

力ス、サモ自治制ノ組織ト異ナルヲ以

テ互選トスル意志ナレ

五、作業時間十時間以内ノ場合ニモ

十時間分支給セラレ度(庶、銑、砲、火

月)

六、公休日ニ日給金額(手額)支給

セラレ度(取、銑、砲、包、目、若、熟、名)

七、請負者ノ賃銀ヲ常備者ト均

等ヲ俾フ程度ニ改定セラレ度(銑

砲、精、包、名)

八、常備者ノ昇給額ヲ請負者ニ

倍ニセラレ度(包)

莫大ナル經費ヲ要スルヲ以テ當

分實施ノ見込ナレ

提案トシテ最モ同情ス(キ)一般聲

ナリト認ムルモ前項ト同シテ莫大ノ

經費ヲ要スル關係上今尙ニ改定セ

スルノ見込少カラシ

當局ニ於テモ請負制度ノ欠点ヲ

認め改善法ヲ研究中ナリ、尚調

査ヲ進ム